

事務連絡
令和7年6月25日

別記1のとおり

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」
(令和3年12月24日付国官会第16409号他)第6(1)における「別途
通知する税制措置の賃上げに係る適用要件」について

今般、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置
について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第6(1)における
「別途通知する税制措置の賃上げに係る適用要件」について(令和7年6月18
日付財務省主計局法規課長事務連絡)」において、「対応する年度等の別途通知
する税制措置の賃上げに係る適用要件」とは、契約開始日が令和8年度に属する
入札にあっては、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する
加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第2(1)及
び(2)に定める率について」(令和3年12月17日付財計第4804号)に
おいて通知している率以上の賃上げ(※1)が、令和5事業年度(※2)若しく
は令和5年又は令和6年において実施されていることを指すものとされたところ、
「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」
(令和3年12月24日付国官会第16409号他)においても同様に扱うことといたします。

※1 賃上げとは、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加
点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号)第4※2に
より確認されたものを含む。

※2 令和5事業年度とは、令和5年度に属する日から始まる事業年度を指す。

別記 1

大臣官房会計課長 殿	中国地方整備局副局長 殿
大臣官房官庁営繕部長 殿	四国地方整備局長 殿
物流・自動車局長 殿	四国地方整備局次長 殿
港湾局長 殿	九州地方整備局長 殿
航空局長 殿	九州地方整備局副局長 殿
北海道局長 殿	北海道開発局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿	北海道運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿	東北運輸局長 殿
国土交通大学校長 殿	関東運輸局長 殿
国土地理院長 殿	北陸信越運輸局長 殿
海難審判所長 殿	中部運輸局長 殿
東北地方整備局長 殿	近畿運輸局長 殿
東北地方整備局副局長 殿	中国運輸局長 殿
関東地方整備局長 殿	四国運輸局長 殿
関東地方整備局副局長 殿	九州運輸局長 殿
北陸地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿
北陸地方整備局副局長 殿	東京航空局長 殿
中部地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿
中部地方整備局副局長 殿	観光庁次長 殿
近畿地方整備局長 殿	気象庁長官 殿
近畿地方整備局副局長 殿	運輸安全委員会事務局長 殿
中国地方整備局長 殿	海上保安庁長官 殿